

第六次伊勢崎市違反広告物是正指導計画

1. 目的

この計画は、景観形成の重要な要素の一つである屋外広告物の適正化を図るために、幹線道路沿線等に表示・設置されている屋外広告物を調査し、伊勢崎市屋外広告物条例に違反している屋外広告物の広告主や設置者に対して文書による是正指導を行い、本市の良好な景観形成の推進を目的として実施する。

2. 期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（令和8年度から令和10年度）の3年間

3. 実施路線

この計画に基づく実施路線は、次のとおりとする。

(1) 令和8年度（合計 8.9 km）

- ・国道462号 赤城見大橋→今泉一丁目交差点（5.0 km）
- ・主要地方道伊勢崎深谷線 今泉一丁目交差点→茂呂町二丁目中央交差点（1.5 km）
- ・県道境島村今泉線 茂呂町二丁目中央交差点→馬見塚町交差点（2.4 km）

(2) 令和9年度（合計 11.9 km）

- ・国道354号 東上之宮町地内（玉村町境）～境三ツ木地内（太田市境） 区間内（11.9 km）

(3) 令和10年度（合計 10.9 km）

- ・主要地方道前橋館林線 宮子町地内（前橋市境）→連取町交差点（2.7 km）
- ・市道(伊)102号 連取町交差点→葦塚町交差点（2.2 km）
- ・市道(伊)215号 葦塚町交差点→柴町地内（1.3 km）
- ・北部環状線 鹿島町南交差点→オートレース場東交差点（4.0 km）
- ・市道(伊)3-629号線、3-590号線 オートレース場東交差点→宮子町地内（0.7 km）

4. 実施路線図

別紙のとおり

5. 市民・事業者等への周知

(1) 広報、市ホームページへ掲載

- ・広報いせさき 令和8年4月1日
- ・ホームページ 令和8年4月1日

(2) 群馬県屋外広告美術業協同組合等の関係団体へ文書で通知

- ・発送予定日 令和8年4月1日

(3) 都市計画課景観係窓口で、周知チラシを配布